

大会報告

第29回研究大会（2005年3月29・30日 神戸大学100年記念館）

■シンポジウムⅠ：近代イギリス思想における戦争と平和

第1報告 現代功利主義は戦争の倫理性について何を言えるか

伊勢田哲治

戦争倫理の二つの主要問題は、戦争を始めるのが正当化されるのはどういう場合か、そもそも正当化される戦争はあるのかという正戦論対パシフィズムの問題と、戦争の中ではどういう行為が許されてどういう行為が許されないのか、という戦争の規則の問題である。本報告ではこの二つについて現代の功利主義（ヘア、プラント、グラバー、シンガーら）が何をいつてきたかを見、功利主義からの戦争倫理を検討する。

まず前者の問題についてだが、正戦論とは正義の戦争というものがありうる、という立場で、義務論的立場から展開されることが多い。典型的な正戦の基準には、正しい大義、主権国家によること、他に手段がないことなどが通常含まれる。

注目すべきなのは、戦争の目的が戦争の手段と釣り合っていること、という比例性の原理である。パシフィズムとは、以上のような条件が満たされたとしても戦争をすることが倫理的に許容されることはありえないとする立場である。この論争における功利主義の立場は正戦論の中の少数意見という位置づけがもっとも妥当である。

中でもグラバーはかなりストレートな正戦論を展開している。彼はパシフィズムに対しては明白で重大な危害をさけるための戦争ですら常に悪いと考えるのは行き過ぎではない

か、と批判し、自衛戦争のみ容認するタイプの正戦論に対しても、戦争を始めること自体が悪いと考える原理的な理由は存在しないと反論する。もちろん戦争を始めた方が非難されるという慣習をつくり戦争をすることへの障壁を作るという意味では自衛戦争のみをみとめる決まりを作ることはよいと考えるが、それは絶対的なものではない。

ヘアの正戦についての立場は、1979年の「テロリズムについて」から1985年の「哲学と実践」へと大きく変化した。前者ではナショナリズムは普遍化できないと主張していたのに、後者では愛国心の重要性を認め、フォークランド紛争でのイギリス国民の愛国的行動を支持するようになった。これはヘアが二層理論的功利主義を導入したことによる。二層理論では、ある規則に従うようなメンタリティや直観を養うことの重要性を打ち出す。

「非攻撃的な愛国心」はこの観点から正当化されるとヘアは考えた。

次に戦争の規則であるが、通常は非戦闘員に対する攻撃の禁止、残酷な手段の禁止、目的と手段の釣り合いなどが戦争の規則として実際に既定されている。ネーゲルは1972年の論文で、功利主義では戦争の規則を絶対的なものとして扱うことができず、ずるずると大量殺人を認めることになってしまうとして功利主義を批判した。

これに対して、ブランドをはじめとした功利主義者が反論した。ブランドは契約説型規則功利主義の観点をとる。すなわち、将来自分の国がどういう立場に立つか分からないという「無知のベール」のもとで戦争の規則を選ばなら、一種の規則功利主義的な立場をとることになると考えた。この観点からの戦争の規則は絶対的に道徳的に禁止される。ブランドは規則功利主義の観点から戦争の規則をいくつかは大別し、勝つべき戦争に勝てなくなる可能性があがるといった状況でないかぎりには規則は絶対性を持つのが望ましく、そういう状況においても比例性の原理に基づいて判断を下す必要があると考える。

この比例性の原理をつかった分析は、たとえば近年のシンガーの議論にも受け継がれている。シンガーはアメリカ軍がアフガニスタンやイラクで、比較的小さいリスクを避けるために民間人に危害を加える可能性のある攻撃を行っていることを比例性の原理を使って批判している。

ネーゲルの議論に反し、実際には、義務論的な戦争の規則と以上のような功利主義的な戦争の規則はそれほど違うわけではない。例えば、ウォルツァーとロールズは義務論的戦争倫理を展開しつつ、「最高度の緊急事態」においては非戦闘員を直接標的とした攻撃もみとめられうるとしている。ウォルツァー自身は、最高度の緊急事態を狭く定義することで功利主義的な計算と一線を画しているつもりのものであるが、実際の功利主義者たちの判断（特に二層理論型）を見る限り、両者の差はあまりない。

以上のような功利主義からの議論を三つの視点から分析する。まず、戦争倫理について

功利主義的視点をとることの利点について考える。戦争倫理という領域は人間の生命がトレードオフの対象になりうる点が議論の前提となっている領域だという点で特徴的である。もし通常の義務論を延長するならばパシフィズムがもっとも自然だが、実際にはこれは少数派になっている。義務論的戦争倫理では「無実」という言葉の再定義でこの難点を乗り切ろうとするが、再定義する事自体がトレードオフが行われている証拠である。戦争倫理の文脈で一番矛盾のない体系的な議論を展開できるのは功利主義なのである。

次に正戦論と戦争の規則の区別は有意味かという問題について考える。もしも比例性の原理を両方の主要な要素ととらえるのであれば、実は正戦論の文脈と戦争の規則の文脈を厳格に区別する理由はない。この論点は「テロとの戦争」という表現を考える上で重要である。というのも、もし「テロとの戦争」が「戦争」（しかも正戦）だというなら、正戦の定義自体を変える必要があるが、功利主義から見ると、特に新しい状況が発生したと見なす必要はなく、比例性の原理によって正当化される可能性を考慮することができるということを意味するからである。

最後に、功利主義的戦争倫理はどうあるべきかという問題を考える。グラバーやシンガーのようなストレートな功利主義とヘアやブランドのような二段構えの功利主義ではそれぞれに長所と短所があり、必ずしもどちらかがよいとはいえない。二段構えをとった際に自分の立場によるバイアスが入りやすいことを考えると、具体的な戦争には言及せずに一般論としてどういう戦争の（絶対的）規則があるべきかを考察する立場が、実は功利主義

者が行う貢献として理想的ではないかと思われる。また、計算の際に見えにくい効果を見落とす危険性を考えると、行為功利主義的な計算はあくまで文脈を限って行うように事前に規則を定めておこなうなら、ネーゲルのような

心配も回避することができる。これは実はブランドの立場に非常に近い。

(いせだ てつじ・

名古屋大学情報科学研究科)

第2報告 正戦論と力の論理

太田 義器

戦争を今日受け入れ可能にしている主たる理論的道具は正戦論と社会契約論である。では正戦論はどのようなものであり、それは戦争をめぐる社会契約論とどのような関係にあるのだろうか。本報告では、まず正戦論の全般の特徴を確認し、次に西欧の正戦論の展開を中世の議論の難点をいかにグロティウスが克服したのかという観点から説明し、そこから社会契約論との関係について言及する。

正戦論は、もっともシンプルに定義するならば、「正戦とは何か」を示す議論だが、その全般の特徴として三点を確認しておきたい。第一に、それは自己の議論に入るに先立って、戦争は道徳的判断の対象ではないとの「現実主義」からの異論と、戦争は正義に反しているとの「平和主義」からの異論に対して反論しておくべきである。前者には、M. Walzer が *Just and Unjust Wars* で、現に戦争の善し悪しが話題にされているという事実それ自体が反論になると説得的に論じているが、後者に対する説得的な反論はいまだない。

この対立は何が正義かという論点に関わるが、第二の全般の特徴として、正戦論には、それ固有の正義概念があるわけではない。したがって、論者の前提にしている正義概念に

よって正戦論の内容は左右される。

もっとも正戦論に正義に関する固有の立場がないのではない。正戦論は、聖なる戦争や有益な戦争についてではなく、「正しい」戦争についての議論だからである。正戦論は何らかの戦争について、それが正しいという理由から正当化されると主張する議論であり、したがって正戦論はたんなる戦争正当化論ではなく、同時に戦争制限論でもある。

ところで西欧の正戦論者として重要なのは、アウグスティヌス、トマス、ビトリアそしてグロティウスである。このうちグロティウスは、世俗的な、その意味で近代的な正戦論を展開した点で他と区別されるべきである。また *jus ad bellum* と *jus in bello* という今日の区分を用いれば、グロティウス以前の議論は、前者にその議論を集中させていた。たとえばトマスは、(1) 正しい権威によって、(2) 正しい大義から、(3) 正しい意図をもってなされた戦争が正しい戦争であるとし、加えて、聖職者は戦争に従事してはならないことと、戦争中であっても故意に敵を騙してはならないことを論じている。

戦争の正当化という点では西欧中世の正戦論は、攻撃戦争と防衛戦争という区別と公的

戦争と私的戦争という区別を用いて、次のような主張をしている。すなわち、防衛戦争については(“*vim vi repellere licet*”原則への言及はあるものの)その正当性を自明視し、もっぱら攻撃戦争の正当性についてのみ *jus ad bellum* を問題にする。そして、既遂の権利侵害が正しい大義であり、正しい権威とは権利回復を強制執行する権原である裁治権を有する者であると主張する。つまり、攻撃戦争は国家の裁治権の発現である場合に正しいのである。

このように中世の正戦論は、正戦が正戦である根拠を自己防衛の自明性と、裁治権の自明性という二つの自明性から論ずる。そのためそれは、初期近代になって内戦の正しさが問われるようになると十分に説得的な議論ではなくなる。というのは一方で「すべての権力は神に由来する」として国家の裁治権への服従を強制しようとしても、他方で神の名による抵抗の正当化論が現れたならば、それは十分な説得力をもたないからである。

こうした事情のもと、神授王権論のように正義の枠外に出るのではなく、そこに留まって私的戦争も公的戦争も、防衛戦争も攻撃戦争も、一元的にその正当性を説明したのがグロティウスの正戦論であった。かれの論ずるところでは、戦争を正当なもののみなしうるのは、裁判をなす共通の優越者が存在しない状態においては、各人が自然法にしたがって有している刑罰権をも含めた権利を、自己保存に基づいて、したがって自己の権利侵害を前提とし、他人の権利侵害とならない限りで、行使することでできるからである。したがって、共通の優越者が存在し、裁判が可能な場合には、戦争は不正なもののみなされる。

このような議論は、裁判をなす共通の優越

者の不在状態、つまり自然状態という想定と、自然状態においても各人は自己保存の自然権をもっているという二つの関連する想定に基づいて可能になっている。そしてこれらの想定は、たとえ自然状態であっても何が正しく、何が不正であるのかは決まっているという想定、つまり、自然法は存在するという想定に基づいている。その結果グロティウスにおいては、政治状態における私的戦争の正当性が否定される一方で、自然法の存在とその意義を保障するものとして自然的刑罰権から攻撃戦争が正当視されているのである。

だが裁判を行う共通の権威はどのようにして現れ、その正当性はどこにあるのだろうか。自然権を想定する以上、それは自然権の譲渡以外によってではありえない。そしてその譲渡は、平和的手段としては譲渡する者からの合意以外には正しいものではありえない。そうでなければ、それは権利侵害だからである。あるいは合意によらずに正当でありうるのは、正戦の結果として獲得する場合である。

だがなぜ譲渡に合意するのだろうか。この点になると、グロティウスの回答は充分ではなく、わたしたちはホッブズらの社会契約論を参照しなければならなくなる。すると、それは自己保存をより確実にするためである。

では社会契約論は抵抗と対外戦争について何を言うだろうか。ホッブズによると、自己保存に反するときには抵抗も許され、後者についてもその系として逃亡も認められるが、ただ国家防衛のときには許されない。

ではいったい国家防衛の戦争の正しさは、どのように言えるのだろうか。おそらくそれは、国家が各人の自己保存の対象だから、というものであろう。自己保存の対象になるの

は、各人の生命および身体のみではなく、財産も含まれるからである。もしこのような理解が正しいのだとすれば、国家防衛命令への服従義務は、自己の財産と自己の生命および身体 of いずれに対する危険を重視するか、あるいは単純にいずれを優先するか、とい問題に還元できよう。そしてそうであるならば、

ホップズにしたがえば、その服従は合理的でもないし、不服従は不正でもないことになるように思われる。

わたしたちは、公的戦争の正当性についての説得的な議論をもっているのだろうか。

(おおた よしき・摂南大学)

第3報告 価値多元論の哲学と暴力という悪

—バーリンとイグナティエフに即して—

濱 真一郎

9.11以降の現代社会では、急進的な価値の多元化が進行している。この価値の多元化は、民族的・宗教的な価値の衝突をもたらし、さらにはテロおよびテロとの戦争を激化させている。テロおよびテロとの戦争は、仮にその目的が正しいとしても、暴力という悪 (evil) を伴う。本報告では、こうしたテロ時代の悪の問題を、アイザイア・バーリンおよびマイケル・イグナティエフが擁護する価値多元論の哲学に即して検討した。

報告の前半では、バーリンの価値多元論について確認した。価値多元論は、諸々の価値が多元的であることを認めた上で、それらの価値が通約不可能ないし両立不可能であるだけでなく、しばしば互いに衝突し合っているとす。さらに、多元的な目的のすべてが調和的に実現されうるような唯一の定式が、原理的に発見可能であるという信仰は、明らかに誤りだとす。人間の目的が多数であり、そのすべてが原理的には相互に矛盾のないものではありえないならば、衝突・葛藤の可能

性——悲劇の可能性——が、個人的にも社会的にも、人間の生活から完全に除去されることは決してありえないからである。以上の価値多元論の背景には、理想の追求を危険視するバーリンの認識が存する。すなわち、特定の理想の追求によって、すべての衝突を完全に除去しようとするれば、かえって大きな犠牲が伴うという認識である。したがって、人間にできるのは、せいぜいのところ、何がその社会を悲惨にするかを知り、その悲惨さを除去することではかない。ここにおいてバーリンは、絶望的な状況を避け、耐え難いような選択は避けられるような均衡状態が維持された、最小限に品位ある社会の実現を目指す。

次に、バーリンにおける暴力という悪の問題を検討した。バーリンは一方で、テロという暴力の悪を放棄すべきだ主張した。しかし彼は他方で、「あなたはパシフィストか」と問われ、明確に「ノー」と答えている。というのも彼は、暴力を憎むが、たとえばヒトラーとの戦争 (= 暴力という悪) は必要だと考え

るからである。以上のバーリンの悪に対する姿勢を、クライヴ・ジェームズは痛烈に批判する。バーリンが悪の問題について菌切れが悪いのは、彼が間接的に犯罪に加担していたからである。バーリンは、英国政府の密使であったがゆえに、ナチスの迫害から逃れたユダヤ人難民がパレスチナに入国するのを制限する英国の白書に沿って、政治活動を行わざるをえなかった。さらに彼は大战後に、イスラエルの平和団体であるピース・ナウを支持しなかった。ジェームズは、哲学の役割に即した批判もなす。すなわち、哲学の役割は現実の解明であるが、バーリンは理念についてのみ語り、現実の悪については多くを語らなかったのである。

報告の後半では、イグナティエフの見解に即して、今日のテロ時代という文脈における、暴力という悪の問題を検討した。彼は、罪のない人々の命を奪うテロ＝より大きな悪 (greater evil) が存するとき、その悪を排除するために、テロとの戦争＝まだましな悪 (the lesser evil) を行使せざるをえない、という見解を提唱する。この見解の基底には、見知らぬ他者たちのニーズに配慮すべきだという、イグナティエフがスミスから継承・発展させた独自のニーズ論が存する。さて、冷戦終結後の現代社会では、多面的な諸価値の間の衝突によって、見知らぬ他者たちのニーズが脅威にさらされている。そこでイグナティエフは、人々のニーズが脅威にさらされている国家への、人道的介入の必要性を説く。こうした主張に対しては、人道的介入という美名の背後に存する大国の動機に警戒を怠ってはならない、という批判も存する。この批判を真剣に受け止め、彼のニーズ論と人道的介入論

の関連を、哲学的に再検討する必要があるだろう。

さて、イグナティエフは先述のように、テロ時代における暴力という悪の問題を検討している。すなわち彼は、罪のない人々の尊厳を奪うテロ＝より大きな悪と、その悪を排除するためのテロとの戦争＝まだましな悪について、論じるのである。イグナティエフによると、テロとの戦争を行う側は、立憲主義的な制約——権力の抑制と均衡や当事者が関わる司法審査——に服する場合に、暴力という悪を、まだましな悪として行使することができる。彼は、この立憲主義的な制約を、プリコミットメント (precommitment) という概念を用いて説明している。故国に向けて航海中の英雄オデュッセウスは、魔女セイレンの歌声を楽しみたいが、その歌声の魅力に惑わされて遭難することを怖れる。そこで彼は、航海を無事に終えるために、乗組員の耳を蜜蝋でふさぎ、自身を帆柱に縛り付ける。この、蜜蝋と自身を帆柱に縛り付ける行為こそが、プリコミットメントである。国家によるまだましな悪の行使は、より大きな悪に容易に変化する。そこでイグナティエフは、プリコミットメントの制約によって、国家による悪の行使を最小限に制限するのである。もしも国家がその制約を破るならば、ロックが示唆するように、市民は武装蜂起し、自分たちの政府を変革するよう求めることになる。

以上で確認したように、バーリンおよびイグナティエフは、価値多元論的な認識から、不寛容 (暴力という悪の行使) は不可避であると論じる。しかし、その認識を超えて、寛容 (暴力という悪の回避) を問う可能性はないのか。バーリンは、カントの「人間性とい

う曲がった材木からはまっすぐなものは生まれない」という警句を好んだが、それは彼が、曲がった人間性ないし人間本性を有する他者に対する並々ならぬ関心を有するからである。バーリンは、ア・プリオリの人間本性は否定するが、具体的な状況から見出される共通の人間本性が存すると示唆する。彼はそうした人間本性を、ヴィトゲンシュタインの家族的類似性の概念を用いて説明している。すなわ

ち、家族、文化、社会、集団と同じく、人間本性にも、ア・プリオリに固定されてはいない、家族的類似性としての共通性が存する。バーリンは、この意味での人間本性が脅威にさらされる最悪の事態よりもましな、最小限に品位ある社会を実現するために、最小限の寛容を擁護したのである。

(はま しんいちろう・同志社大学)

特定質問者によるコメントと質問

小田川大典・五野井郁夫

特定質問者の役割は活発な議論の呼び水となるような質問を試みることである。本シンポジウムでは、議論が非常に多岐にわたっていることを踏まえ、これを二人で分担し、全体と第一報告への質問を小田川が、第二・三報告へのそれを五野井が担当した。紙幅の都合上、以下、コメントと質問のみを記す。

戦争を一切の道德規範と無縁のものとなす立場をリアリズムと呼び、道德規範に基づいてあらゆる戦争の正当性を否認する立場をパシフィズムと呼ぶならば、今回の三つの報告は全て、リアリズムでもパシフィズムでもなく、道德規範によって「正戦」と「不正戦」を区別する所謂「正戦論」に関するものであった。正戦論を論じる上で重要な問題は無数にあるが、さしあたり各報告との関連で次の四つを提起した。①「開戦法規 *jus ad bellum*」と「交戦法規 *jus in bello*」のそれぞれについて、就中、後者における＜攻撃の対象とすべきではない非戦闘員の認定＞問題についてどう考えるか。②戦争当事国における国民の義務の

問題、例えば、どのような義務が明示的契約あるいは暗黙の同意によって発生するかという社会契約説の問題。③戦闘員への攻撃の「意図せざる結果」については責任を減免すべきだとする所謂「二重効果説」と④戦争の目的との釣り合いによって戦争の手段の正当性を衡量する所謂「比例性の原理」の倫理性の問題。但し、残念ながら質問者の説明が不十分であったせいか、これらの問題が質疑応答で取りあげられることはなかった。

三報告に共通する質問は次の二つであった。①戦争をめぐる思考は近代イギリス哲学をどのように変えたか、より具体的には、ヘアやウォルツァーの立場の変化をどう説明すべきか（例えば杉田敦『境界線の政治学』のウォルツァー批判をどう受けとめるべきか）、イグナチエフのニーズ論にその後の彼の一連の民族紛争研究はどのような変化をもたらしたのか。②シンポジウムのテーマには「戦争と平和」とあるが、各報告の文脈において「平和」はどのように捉えられているのか、例え

ばそれは「戦争のない状態」というような消極的定義になるのか、それとも何らかの価値の実現という積極的定義になるのか。

伊勢田会員の報告は現代功利主義の戦争論を詳細に検討したもので、ネーゲルの功利主義批判（戦争倫理における「功利主義≒帰結主義」と「絶対主義≒義務論」のディレンマ）に対するブランドやヘアの反論（義務論的観点の導入による功利主義のバージョン・アップ）を取りあげていた。これに対する質問は、ブランドやヘアの反論が果たしてネーゲルの功利主義批判にどの程度答え得ているかというものであった。功利主義をヘドニスティックな帰結主義と素朴に解するならば、義務論の導入は、当然の如く、功利主義そのものの理論的整合性の問題を惹起することになる。また、道徳的思考を「直観的」レベルと「批判的」レベルに分け、前者における非功利主義的なメンタリティの涵養を後者における功利主義が正当化するという二層理論の思考様式は、日本の超国家主義について久野収が指摘した通俗的「顕教」と高等的「密教」の「微妙な運営的調和」と同様の脆弱さを孕んでいるのではないだろうか。（以上、小田川）

太田氏の報告はリアリズムとパシフィズムの間で煩悶しつつも現実と向き合う正戦論を構想しており、ウォルツァーの『正戦と不正戦』（1977）と同様、単なる崇高な理想の表明には留まらない、建設的な試みであった。質問は次の三点である。

第一に、太田氏はホッブズを典拠として古典的社会契約説を「時間的・空間的境界を設定することによって戦争状態を脱する」ものとして捉えているが、それは国家間における戦争と平和の問題をどの程度扱う射程を

持っていたのだろうか。「より大きなリヴァイアサン」を想定しないホッブズ社会契約説において主権の機能は主に内戦への対処に向けられている。またホッブズは、自然状態が戦争状態であることを、まさに国家間関係から弁証していたのではなかったか。たしかにホッブズは、国内における一元的な権力主体の構成は絶えず「戦争の身がまえ」であり、結果的に国家間関係において「個々の人々の自由に伴う悲惨は、そこから生じてこない」と述べており（*Leviathan*, Chap.13）、一国内における〈純粹自然状態〉と、各国間の純粹自然状態が収束したのちにも残る国家間における〈国際自然状態〉とを区別している。だが、この区別は後者がアナーキーであることを否定しない。ホッブズ的な社会契約説から導きうるのは、主権国家の成立によって国際自然状態の緩和が副次的に発生するという消極的な平和論がせいぜいではなかろうか。

第二に、太田氏は「時間的な境界線の曖昧化」を問題視するが、むしろ問題とすべきは戦闘地域／非戦闘地域という空間的な境界線の曖昧化ならびに、曖昧化している戦闘地域／非戦闘地域の空間的線引きを「誰」がするのかにあるのではないか。

第三に、正戦論における善と正義の区別はどこにあるのか。ガヤトリ・スピヴァックによればこれらの区別はつねに「政治的にヨーロッパ人的な妄執と結びついており」、「歴史的・地政学的に書き込まれている」。だとすれば、こうした価値判断は、恣意的か否かは別としても、予め特定の勢力によって方向付けられアレンジメントされてしまっており、地政学的に優位な特定の勢力に正当性を付与することにつながりはしないだろうか。

濱会員の報告への質問は以下の三点である。まず、第一にバーリンとイグナティエフの間の決定的な相違点は何か。これはバーリンからイグナティエフへのリベラリズムの変遷をめぐる問いへと置き換え得る。シュクラ的な「残酷さの排除」を基軸にしたバーリンの「非理想追求」型リベラリズムと、イグナティエフのニーズ対応型リベラリズムとの相違をつまびらかにすることがその方途となる。後者におけるニーズへの応答はある意味、『学問芸術論』『不平等起源論』のルソー的な道德感情の陶冶を前提としつつ、啓蒙主義のエートスも評価している。また、ニーズ論はバーリンのそれとは違う何らかの価値理念へのコミットメントを含意している。

第二に、イグナティエフとヒューム・スミスとの関係はいかなるものか。ヒュームによれば、理性は情念の奴隷であるがゆえに、理性は感情によって予め設定された目的についての手段を示すに留まる。正義の観念もまた、理性ではなく感情によって基礎づけられており、それらが拮抗・抑制し合っている。したがって、理性に感情が対峙するのではなく、感情と感情の対峙、すなわち“calm passion”と“violent passion”の対峙という図式がたちあらわれる (*Treatise of Human Nature*)。ヒューム・スミスの議論では、自分と対象とが直接的な利害関係をもたない冷静な見地から対象

に接した際、極端法のような激しい感情から自由な“calm passion”によって対象のもつ印象をシンパシーからみやる時にこそ、万人が一致する評価が自ずと現れる。道德判断の確固たる基準において、“judicious spectator”あるいは“impartial spectator”の“calm passion”から生じるという図式と、悲惨な状況を「まるで自分のことのように」「anger”をもって接することで他者へのニーズが生じるというイグナティエフの図式とは正反対ではないだろうか。

第三点目は、ニーズ論と武力行使の関係についてである。たとえば共感や「コミットメント」は経済活動の公共的次元 (S. Hoffmann のいう“low politics”) を考える際に用いられることの多い倫理的概念であるが、これらに依拠しているニーズ論と、武力行使という“high politics”の問題とは、位相が異なるのではないか。他国の人々のニーズと自己の権利の接近を認めることで、ニーズ論を国際を超えて「まだマシな悪」としての暴力を是認する議論として拡張するにしても、たとえば国内における権利の保護と他国の人々のニーズへの応答との間には大きな隔たりがあるように思える。(以上、五野井)

(おだがわ だいすけ・岡山大学)

(ごのい いくお・学振特別研究員
東京大学大学院)

司会者による総括

山岡 龍一

本シンポジウムは「戦争と平和」という極めて論争的なテーマを取り上げた。つまり、この主題が人々の（知的）情念を刺激するという意味とともに、主題の内容が極めて複雑であり、その論じ方において様々な主張が惹起されるという意味で、これは論争的なのである。実際、後者の点に関しては、戦争に関する規範的なアプローチと記述的なアプローチ（つまり戦争という現象を理解・説明する試み）の両者が、シンポ内での質疑応答の際に入り混じっていたというのがわたしの感想である。これは、同じ主題を歴史学、哲学、美学、政治学、経済学といった多様な視点から扱う本学会の特性がもつ、短所と長所の両方に関係することである。司会者としては、適切な舵取りができなかったのではないかと反省している。

こうした論争性のゆえに、シンポジウムの企画にあたってはある種の禁欲が働いた。つまり、本来は包括的なテーマを、時代、領域、論法等の点でかなり限定的な仕方を取り扱うこととなった。これはこれで十分な成果を上げたと思われるが、質問やコメントという形で様々な批判を頂いたことに感謝して今後の課題としたい。「近代」という時間の捉え方の再考、他の文化圏（とりわけ非ヨーロッパ圏）との比較、軍事力等のリソースを持たない人々の視点の導入といった課題が与えられた。もちろん、こうした問題に今回の各報告が答えていない（もしくは原理的に答えられない）

わけではないことは、個々の応答において示されていた。ただし、大英帝国の形成史とイギリス哲学の展開との関係性はいかなるものだったのか、そしてそうした関係性が現代のイギリス哲学と連続性をもつかどうかというフロアからの問いかけには、今後とも何らかの仕方で答えていく必要があるだろう。

以下に、すべてを記すことはできないが、既に触れた論点以外に関して、質疑応答の内容を整理しておきたい。個々の思想家に関する質問として、ホッブズの自然法観念や神観念、グロティウスとそれ以前の思想家（アキナス等）との比較、ヘアの二層理論と「愛国心」論の関係性、等が提示され、応答がなされた。わたしにとって印象的であったのが、ホッブズの本人（author）論の妥当性への疑義、グロティウス以前・以後ではなく、世俗内論理を包括する宗教的洞察か世俗内に限られた議論であるかの問題であるという主張である。このほか、より一般的な質問として、平和への志向という内在的契機を平和論は必要とするのか、戦争の正当化は誰に向けられているのか、すでに起こってしまった戦争に関する配慮の議論はどうなるのか、等の質問が提出された。ここでも印象的であった点のみ記そう。伊勢田会員は徹底して功利主義の論理を一貫させた議論を展開することで、功利主義論の可能性と限界を明解な仕方でも示した。太田氏は歴史の対象に関し、対象に即しながらも、現代の戦争論にとっての妥当性という論

点から極めて明確な仕方での解釈を提示していた。演会員は多元主義の立場を保持しながら、報告で扱った思想家を縦横無尽に駆使しながら、問題に対する様々な接近法があることを示していた。

今回のような現代的、実践的テーマをシン

ポジウムで扱う際には、今後とも種々の工夫が必要であろう。だが、イギリス哲学・思想研究の実践性を絶えず再確認していくという試みは、本学会が果たすべき責任の一つだと思われる。

(やまおか りゅういち・放送大学)

■シンポジウムⅡ：時間論

第1報告 古典的時間論—アリストテレスとロックの場合—

大久保正健

古典哲学における時間論を紹介しながら時間論の基本を整理する。取り上げるのはアリストテレスとロックである。

時間の実在性には二つのベルがある。一つは物理的時間とでもいうべきもので、これはさらに力学的時間と生物的時間に分けられる。第二は人称的時間のレベルであり、このレベルにおいて過去・現在・未来といった時間様相（時制）を含む実存的時間や、私と他人の区別を含んだ倫理的時間が成立する。

さて、アリストテレスは『自然学』（219b）で「時間は先と後の関係でみた運動の数である」という時間論についての有名な定義を残した。いま、これを①運動、②前後、③数、という三項目に即して分析してみよう。

①運動「キネーシス」：ギリシア語では、場所移動だけではなく生成消滅を含むあらゆる変化を意味する。アリストテレスによれば「空間」「時間」はその運動の条件である。「空間」が「物体」と区別されるかどうかは近代哲学でも基本的な問題であるが、アリストテレスは、もし「空間」が物体であれば一つの場所に二つの物体が存在することになり、そ

れはありえないので物体ではありえないと言い、「空間」を見えない容器のように捉える。つまり、空間成立の根拠は、物体相互の排他性である。

言い換えれば、物体が運動するためには物体を受容する「空間」が必要であるということになるが、もう一方の「時間」はどうして必要なのであろうか。アリストテレスの空間論を類比的に時間に応用すると、時間については、別の排他性を取り上げることができるそれは「私」の実存に関する排他性である。「現在の私」は「過去の私」を無化しなければ存在しえない。一般にアイデンティカルであるのは区別された二つの事象であるが、時間の場合には、同一の私が、過去と現在を繋ぐのである。

②前と後：空間的意味と時間的意味の両方を持つ。空間的には「事物の連結の仕方」であり、時間的には「経験の順序」である。例えば、国境警備隊が犯罪者が潜んでいると見られる列車の車輻を捜査するとき、車輻の連結の順序は空間的であり、どの車輻から捜査していくかというのは時間的順序である。こ

ここで警備隊員は、どの車輛から捜査してもいいが捜査を始めた以上は、数的な必然性に従わなければならない。列車が8車輛からなるとすれば、捜査済みの車輛は1, 2, 3と増えていき未捜査の車輛は、8, 7, 6と減って行く。この累積性が、空間的順序から時間的順序を区別する特徴である。

③数：何が数えられるのか。空間の場合、数えられるのは物体間の「距離」であるが、時間の場合は「持続」である。『範疇論』でアリストテレスは、量を連続量と非連続量に分け、「ことば」と「数」を非連続量に分類している。運動する世界は一つの時空連続体であり、本来、切れ目はないが、人間はそこに「ことば」と「非連続量」を投影して世界を認識している。

さて、近代哲学がアリストテレスと決別する最大の点は、数学を用いるということである。「自然は数学の言葉で書かれている」(ガリレオ)という命題ほど、近代哲学の特色を現している標語はない。数学化はまず幾何学的見方となって認識論を変容させる。アリストテレスの認識論では「抽象」とは、質料と形相によって合成されている実体から形相を分離することであった。しかし、近代哲学では抽象 (abstraction) とは、物理的世界の構造からの離脱を意味する。世界は物体すなわち立体からなっているが、立体は面で定義でき、面は線で定義でき、線は点で定義できる。点と点は同じものであるから、二つの点はただ数的にのみ区別される。こうして結局、物理的実在世界は点と数によって定義される。これはコペルニクスが論証した結果に一致する。世界は等質無限空間の中に置かれているのである。ヘーゲルが簡潔に指摘するように、近代哲学においては、点と空間は相互に依

存し、そのことによって空間の等質性 (Gleichgültigkeit) が保証される。

問題は、この点 (数と結びついた) の存在論的資格は何かということである。線や面であれば、立体の属性と考えることもできるが、点はそうはいかない。点は世界を構成する要素ではない。とすれば、それは何か。デカルトの考えでは、点や数の起源は「私」にある。『省察』で彼は、「持続」および「数」の実在性は、「私」の実在性から引き出されると言う。

ロックは、このデカルトの示唆を独自の経験論に翻訳する。ロックによれば、時間・空間は共に「単純モードの複合概念」である。つまり、時間の観念、空間の観念は単純観念を、一つの単純観念を「繰り返し、加算すること」によって形成される。実在世界が点と数によって定義されるにしても、有限な人間知性が神の立場に立てるわけではない。単位は任意に選択できるが、その単位は「フィート」であったり「日」であったり私たちが日常的に使用している等身大の単位である。空間、時間はその拡大 (expansion) で経験されるほかはない。

時間の場合も空間と同様に、単位になる観念を「繰り返し」複合して作られる。違う点は、時間の単位になる観念 (持続) や、「継起」 (succession) は、直接知覚されるのではなく反省によって獲得されるということである。しかし、それでは時間は意識現象であって世界の現実ではないということにならないか。この疑問に対するロックの答えは、デカルト的である。つまり、時間は反省によって認識されるが、そこで認識された尺度は、私の存在や他の事物の共通尺度として使用 (commensurate) される (『人間知性論』2-14-3)。

時間は意識の尺度ではなく世界の尺度である。

(なお、発表の原題は「倫理的時間」であったが、実際のシンポジウムでの発表内容をふ

まえて、報告要旨の題を変更した。)

(おおくぼ まさたけ・杉野服飾大学)

第2報告 過去の過去性

入不二基義

本発表では、B. ラッセルの「5分前世界創造説」と勝守真の論文「想起とそのかなた－大森過去論の批判的読解－」を並行させて検討し、過去の過去性の最深部へと接近する試みを行った。

I. ラッセルの「5分前世界創造説」

ラッセルの「5分前世界創造説」という想定では、私たちの想起や証拠によって立ち現れる「5分前」という過去（内なる過去）と、その想起や証拠自体が創造される時としての「5分前」という過去（外なる過去）とは、同じように「5分前」と表記されていても、別水準の（通約不可能な）時間ではなくてはならない。ラッセルの想定は、「内なる過去時間」を食い破ってしまうような「外なる過去時間」を潜在させていて、それを棚上げしようとすることによって逆に顕在化させてしまう。「5分前世界創造説」が内包するこの「内破性」に近いものを、大森莊蔵の過去論（想起過去説）の中に見出すのが、勝守真の過去論（以下、想起逸脱過去説）である。

II. 勝守の「想起逸脱過去説」

勝守は、大森の「想起過去説」が当の説自身を掘り崩してしまう発想を含んでいることを指摘し、さらに言語的な想起内容へは回収しきれない過去、すなわち過去の出来事の singularity（特異性・単独性）を浮かび上ら

せようとする。勝守の「想起逸脱過去説」は、「想起がそれ自身とは異質な、それ自身を超える過去知覚と緊張をはらみつつ連結する運動」を説く。その論においては、過去存在は、「独断的な過去實在論」と「想起過去説」との中間のポジションに位置づけられる。そして、そのような過去は、勝守によって「亡霊的」と特徴づけられる。

III. 「想起逸脱過去」のさらになた－想起阻却過去－

「想起がなされるならば、その想起内容としての過去が立ち現れる」と「想起がなされるとしても、その想起内容としての過去を超出する過去がつきまとう」とのあいだの動的緊張関係によって、「想起逸脱過去説」は構成されている。そこに表れているように、「想起逸脱過去説」は想起を先行的な条件機能として捉えている。しかし、過去存在は、そのような明示的な想起依存からは、もう少しだけ遊離したものではないか、あるいは「想起」という条件はむしろ自ら背後に退くようなものではないか。この疑問から、「想起逸脱過去」のさらにそのかなた－「想起阻却過去」－の考察が始まる。

「想起阻却過去説」では、「どんなに想起を反復したとしても、それをも超出する過去がつきまとう」から、「たとえ想起がなされな

ったとしても、想起のかなたの過去はあらかじめあったことになる」へと反転接続する。すなわち、「たとえ想起がなされなかったとしても、逸脱-回収の反復自体を逸脱している過去が、すなわち想起以前の過去が、あらかじめあったことになる」と考える。

しかも、その「想起阻却」は、想起のみを阻却することで留まらず、想起と一体化した記述をも阻却する。その結果、想起逸脱的な過去の出来事は特定の記述を失って、特定の内容を持たない過去としての過去（過去X）のみが残る。こうして、「想起阻却過去」は、「想起逸脱過去」よりもさらに「想起」から離脱したものとなる。

「想起逸脱過去」は、「亡霊」になぞらえられていたが、「想起阻却過去」の方は、「未生霊」（=そもそも生まれなかった者の霊・一度も生きていない者の霊）とでも呼ぶのがふさわしいような過去である。また、「想起逸脱過去」が、「想起過去」と「独断的な過去実在」との中間に位置づけられていたのに対して、「想起阻却過去」は、その「想起逸脱過去」と「独断的な過去実在」とのさらなる中間に位置づけられることになる。

IV. 再び「5分前世界創造説」へ

5分前世界創造説における「内なる過去」が「想起過去」に相当し、世界が創造された「5分前」という「外なる過去」が「想起逸脱過去」に相当する。ラッセルの想定は、一見荒唐無稽な（あるいは無意味な）思考実験のようにも見えるが、実は過去のあたり前の姿（過去の想起逸脱的なあり方）を印象的にデフォルメしたものだと考えることもできる。

5分前世界創造説と想起逸脱過去説の対応を考察することにより、重要なのは、別水準

の二つの過去へと分枝すること自体であって、その二つの過去（内なる過去と外なる過去）の内容が同じか異なるかではないことが、確認される。また、「ひとつながりの時間」に対して「時間の断絶」を強調する見方を、両説から同様に取り出すことができる。

さらに、「想起阻却過去」を5分前世界創造説の中へ読み込むことによって、「神による創造がなされていないかったとしたら」という反実仮想や、「無からの創造」の「無」に相当する過去の次元-現在だったということが想定しえない過去-が取り出される。「想起逸脱過去」よりもさらに「想起」から離脱した過去（「想起阻却過去」）とは、そのような「無」の別名なのである。

V. 重層性と受動相

過去の過去性とは、想起過去・想起逸脱過去・想起阻却過去という三層が織りなす重層性である、というのがここまでの結論である。過去存在は、実在論的なか反実在論的なかという問いに対しては、一義的に答えるべきではない。三層をこのように辿る「運動」によって示される過去の「厚み」、それが答えである。

そして、この第三層（想起阻却過去）にまで降りていこうとすることは、現在から発している能動性のベクトル自体が、そのベクトルの及びようのない「無」の方から受動的に生み出されていると見ることに等しい。過去の過去性の探究は、能動/受動の相の反転をもたらす。

（本発表に修正・加筆を施した拙稿が、「過去の過去性-想起過去・想起逸脱過去・想起阻却過去-」と題して、『思想』No.974、2005年第6号、岩波書店に掲載された）

（いりふじ もとよし・青山学院大学）

第3報告 実体と時制

加地 大介

前世紀半ば頃に、時制表現を一種の論理的演算子として扱う時制論理を考案したプライアーは、具体的対象としては「もの」のみが実在し、「できごと」は実在しないと主張する、確乎たる実体主義者であった。プライアーが時制論理を考案したひとつの大きな理由は、このような実体主義と、実在の時間変動性を主張する時間的実在論とを厳密な形で定式化するために、論理的に厳密な「実体一言語」を構築したいということであった。

このようなプライアーの存在論的問題意識を背景に構成された時制論理だったが、一方で、彼は時制論理をいくつかの点で不十分だと考えていた。本報告では、どうして時制論理に対する彼の不満が生ずることになったのか、時制論理に問題があるとすればその本質的要因はどこにあるのかを、特に「実体の持続」と時制との関連性を見極めることによって検討した。そのために、まずは、プライアーよりやや弱い立場ではあるが同様の実体主義的存在論を採用しながらも彼の現在主義的立場を批判的に捉え、時制論理において現在時制が偏重されていることを問題視した、E. J. ロウの議論の妥当性について検討した。次に、その結果を踏まえながら、実体を基礎的存在者として考える実体主義を採用することが、特に時制に関連するどのような意味論的および存在論的帰結を持っているのかを、より一般化した形で考察した。これらの議論の概要は以下のとおりである。

ロウのプライアーに対する批判点は次の三つであった。(1) 時制の反復は不可能である。(2) 過去形や過去未来形などの時制表現は、文演算子ではなく述語修飾子として位置づけるべきだ。(3) 三つの時制は均等に扱われるべきであり、時制論理のように現在時制文を原子文とするのは現在主義的誤謬である。

これらのロウの批判は示唆的だが、彼に対する次のような疑問を引き起こす。(1) なぜ時制に反復は許されないのか？日常語においては複合時制が実際に存在する。(2) 「述語修飾子」とはどのような論理のカテゴリーに属するのか？(3) 各時制表現はどのような機能と相互関係をもつのか？(4) プライアーへの三つの批判点の間にはどのような論理的関係があるのか？

これらのロウへの疑問のうち、まずは第四の疑問に対して、「時制表現を述語修飾子として位置づけるロウの第二の論点が基礎になって、時制の反復不可能性と各時制の均等性という他の第一・第三の論点が導かれる」という回答を提示した。しかしこの回答が正当化されるためには、その場合の「述語修飾子」の論理的位置づけという、ロウへの第二の疑問への回答が不可欠である。そこでそれについて考察した結果、ロウが時折示唆しているように「副詞」として述語の一部として位置づけるのではなく、個体指示表現と述語表現を結合する（関係表現にも適用できるよう一般化された）「コブラ」として両者に対する中

立的立場に位置づけるべきだという回答を得た。これは、かつてアリストテレスやJ.S. ミルが主張していた位置づけに近い見方である。そしてこのようにコブラとして時制表現を捉えようと、文から文を作るという文演算子の機能とは異なり、語と語を結びつけて文を作るという機能によって本来的に反復が不可能であると言える。また、演算子を持たない文と持つ文との間で基本的・派生的という差が生ぜざるを得ない文演算子と異なり、基本的な文の中で不可欠な同等の三つのコブラとして位置づけることが可能になる。

そして、時制表現をコブラとして捉えるということは、実体と属性（および関係）あるいはその変化との結合のあり方として時制を捉えるということであり、またそれが時間的なコブラであるとすれば、自ずから浮かび上がってくるのが、実体の持続との関連性である。すなわち、そのコブラの時間性とは、その媒介項のひとつである実体が、持続するという時間的性格をもつことによって必然的にもたらされるものではないかと考えられる。実際、日常語における複合時制や、各時制表現の機能と相互関係も、実体の持続と関連づけることによって次のような説明が可能となる。

まず、複合時制の説明のためにライヘンバッハが提案した「言及の時点」は、当該事象に直接間接に関わった実体について、その事象の時点とは異なる時点でのその実体の状況との関連で述べたい場合があるから必要となると言えるが、そのような必要性は、その実体が持続的に存在することによって生ずると考えられる。

また、事象の時点と言及（または発話）の

時点という区別を実体の持続性と関係づけられ、自ずから持続性に関する三つのモードが帰結する。その三つとは、それぞれ未来・過去・現在の各時制に対応する、「言及の時点から（事象または発話の時点まで）の（実体の）持続」「言及の時点までの持続」および、それら両者を含む持続、すなわち「言及の時点（＝事象または発話）における持続」である。ここで重要なのは、現在存在する実体について過去形で何かを述べるということは、持続を前提としたその実体の現在におけるあり方の必要条件を含んで何かを主張することであるのに対し、未来形ではそうではない、ということである。時制とは、持続を踏まえて実体に属性またはその変化を帰属させる時に生ずるこのような相違を表現する機能を持つと考えられる。すなわち、時制文によって表現されるのが、何らかの実体のある時点におけるあり方であり、実体が持続を本質とするならば、そこで述べられている事柄に含まれる持続のモードを表現するのが、時制表現だと言える。

そしてこのように実体の持続と関連づけて捉えたとき、時制表現とは、実体に関する一種の時間的な存在論的様相を表すものとして解釈できる。というのも、未来・過去・現在に対応する時制はそれぞれ、一種の可能的持続性・必然的持続性・現実的持続性として捉え得るからである。このような見方は、時間における本来的な存在論的方向性を捉え、それに基づいて過去と未来の存在論的非対称性、「できごと」や「現在」の存在性格、未来言明の真理条件などを適切に理解できるという点で、時間論上の意義を持つと考える。

（かち だいすけ・埼玉大学）

司会者による総括

伊勢 俊彦

近年、この国においても広い意味での分析哲学的観点からする時間論への関心が高まり、関連の著作があいついで出版されている。その際の議論の共通の焦点の一つは、言うまでもなくマクタガートの議論である。マクタガートの属したヘーゲル主義の哲学は、英語圏ではその後多くの支持者をもたなかった。時間の実在性を否定する彼の議論の土台にあるのは、永遠なるもののみを真の実在と見る、相当に極端な形而上学的見解である。にもかかわらず、彼の議論が持続的な関心の対象となり続けている理由は、それが、過去・現在・未来の区別、それらの非対称性という、「生きられる時間」の諸特性を、逆説的なしかたで明るみに出したことなのではないだろうか。

英国哲学史において、時間の哲学の占める位置はさほど大きくないように見える。ロックやヒュームといった大哲学者らは、時間について考察しなかったわけではないが、一般的に、時間の哲学に対してさほど独自の貢献をなしたとは見なされていない。その理由は、一つには、ライプニッツ-クラーク論争に見るように、彼らの時代に、時間の概念が主としてニュートン以後の自然学との関係で問題とされ、人間の認識と行動において重要な、「生きられる時間」の諸特性が十分に主題化されなかったことであると考えられる。

今回のシンポジウムで、大久保報告は、自然学的な時間と、人格的主体とのかかわりでとらえられる時間とを区別した上で、ロックが、時間の観念の起源を、「繰り返し」「数える」という行為と関係づけていたことに、人称的観点からの時間把握の萌芽を見出すことを試みた。入不二報告は、想起されることと、絶えず想起を逃れ去ることとの重層性に、過去を過去たらしめる特性を見出し、加地報告は、時制を実体の存在論的様相と見ることによって、時間の方向性、過去と未来の非対称性等を理解可能にするというかたちで、それぞれに、マクタガート後の時間論の主要課題に取り組んだものである。人間の認識や行動にかんする古典的経験主義者たちの洞察が、時間論についてどのような含意をもつのか。それと現代の時間論がどのように接続しうるのか。さらに、そうした「生きられる時間」の考察と、自然学的な時間概念、とりわけ、相対論など現代の物理理論の展開をも視野に入れた時空の哲学（そこにおいても、ライプニッツとクラークのあいだの争点は形を変えて引き継がれていると考えられる）とは、どのような関係をもつと考えられるのか。哲学的時間論の主題は広範にわたり、それら諸主題の相互の配置を整理すること自体、取り組まれるべき一つの課題であろう。

(いせ としひこ・立命館大学)